

精華町工事等競争入札心得

(目的)

第1条 精華町が発注する建設工事及び測量等業務委託の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合並びに京都府電子入札システム及び京都府入札情報公開システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、精華町契約規則（平成15年12月15日規則第28号。以下「契約規則」という。）、精華町公共工事等電子入札運用基準（平成23年10月5日施行。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(電子入札対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は入札通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格申請書（資格確認資料を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 入札参加者が一般競争入札に参加する場合は、一般競争入札参加資格確認通知（入札通知）を受けた者、指名競争入札に参加する場合は指名のための選考を受けた者でなければならない。

3 入札参加資格申請書等の提出期限日から開札日までの期間において、精華町又は京都府等の指名停止措置を受けていないこと。

4 入札参加者（共同企業体にあつてはその代表者（親））が競争入札に参加す

る場合は、手持ち工事（入札により契約した工事が未竣工のものをいう。以下同じ。）を各業種1つまでとする。ただし、除草業務委託については、土木一式工事の手持ち工事とせず、除草業務委託の手持ち工事とし、1つまでとする。

（入札を行うことができる者）

第5条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

（1）入札参加者又はその代表者

（2）年間委任状により契約等の権限を入札参加者から委任された支店長等（以下「支店長等」という。）

（3）当該入札に関する権限を入札参加者又は支店長等から委任された者

2 前項の規定にかかわらず、電子入札に利用できるICカード（運用基準第2条第1項第7号に規定する「ICカード」をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のICカードとする。

（1）入札参加者又はその代表者

（2）支店長等

3 代理人が入札しようとするときは、委任状（別記様式第1号）を入札執行前に提出しなければならない。

4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることができない。

5 入札参加者（その代表者及び代理人を含む。以下この条において同じ。）は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者のICカードを使用して入札することはできない。

（入札保証金等）

第6条 入札参加者は、入札執行までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札等）

第7条 第5条第1項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札にあたって入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、電子入札の運用及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、入札執行に直接影響を及ぼす事項を除き、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札者は、通常入札の場合については、入札通知書及び入札書記載金額の工

事費内訳書（業務委託内訳書を含む。以下「内訳書」という。）を必ず持参し、入札事務関係職員から内訳書の提出を求められた場合は、提出しなければならない。

- 4 入札者は、通常入札の場合については記名押印した入札書（別記様式第2号）を入札用封筒（別記様式第3号）に入れ、指定した日時及び場所において所定の入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第2条第1項第3号に規定する「提出」を行う。以下同じ。）を行わなければならない。
- 5 入札については、郵送を認めない。
- 6 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をした後は、開札の前後を問わず書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 7 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。
- 8 予定価格の事前公表を行う入札での入札回数は、1回とする。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者は、通常入札においては入札執行が完了するまで、電子入札においては入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。ただし、電子入札において入札書を提出後に辞退した場合は、無効扱いとする。

- 2 前項の規定により入札を辞退しようとする者は、その旨及び具体的理由を記載した入札辞退届（別記様式第4号）を当該入札担当課に直接持参し、又は郵送しなければならない。ただし、電子入札参加者は、電子入札システムへの入札辞退届の登録をもって代えることができる。
- 3 前項の規定によらず、正当な理由なく入札に参加しなかった場合においては、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- 4 入札で参加申請等を行った者が一般競争入札資格確認通知又は指名通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した入札参加申請取下届（別記様式第5号）を当該入札担当課に直接持参し、又は郵送しなければならない。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札通知を受理した以降、入札までの間、入札の公平性、透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 災害その他やむをえない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格（第4条第1項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。）のない者
- (2) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者
- (3) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者
- (5) その他不正の目的を持ってICカードを使用した者
- (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者、又はその疑いのある者
- (7) 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者
- (8) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者

- (9) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者
- (10) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (11) 委任状を持参しない代理人
- (12) 内訳書の提出が必要な入札において、開札までに有効な内訳書を提示し、又は提出しない者
- (13) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札の失格）

第12条 次の各号の一に該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格未満の価格で入札した者
- (2) 事前公表した予定価格を超える価格で入札した者

（入札書等の取扱い）

第13条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第14条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、入札において最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の入札額に基づく契約が、独占禁止法に違反するおそれがある場合、若しくは公正な取引の秩序を乱すおそれのある場合は予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者とすることがある。

（同価入札者の落札決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合については当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定めるものとする。

- 2 通常入札の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、

これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 3 電子入札の場合については、第1項のくじ番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札者の入札書にくじ入力番号が記載されていない場合においては、運用基準第18条第5項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を001とする。

(保留)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

- (1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穏の行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断される時。
- (2) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。

(契約保証金等)

第17条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、業務委託に係る委託契約若しくは契約金額が500万円未満の工事請負契約、又は契約保証金の全部若しくはその一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約金額が500万円以上の工事請負契約の場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約権者が確実に認める金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- 3 前項にかかわらず、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約の締結、又はこの契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 4 現金納付による契約保証金は、契約目的物の引渡し等が完了し、契約の履行を確認した後、契約保証金還付請求書の提出を受けて、これを還付する。

(契約書等の提出)

第18条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定通知書に明示した日までに、これを契約担当者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

- 3 落札者は、契約書等の提出に併せて、課税事業者届出書（別記様式第6号）又は免税事業者届出書（別記様式第7号）を提出しなければならない。ただし、提出を要しない旨の指示があった場合は、この限りでない。

（違約金）

第19条 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収することができる。

（議会の議決を要する契約）

第20条 議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第8号）の規定により、予定価格5千万円以上の建設工事に関する契約については、精華町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

- 2 前項の仮契約の当事者が、入札日の翌日から精華町議会の議決を得る日までに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。
- 3 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

（異議の申立）

第21条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札公告、入札説明書、入札通知書等についての不明又は錯誤を理由として入札に異議を申し立てることはできない。

（その他）

第22条 この心得に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この心得は、平成23年10月5日から適用する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和3年7月15日から適用する。

委任状

私は ⑩をもって代理人と定め、町が発注する工事（業務）に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 工事（業務）入札に関する権限

工事（業務）番号

工事（業務）名

工事（業務）場所

委任期間 年 月 日から
年 月 日まで

おって、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

年 月 日

住 所

委任者

⑩

住 所

受任者

⑩

別記様式第2号（第7条関係）

入 札 書

金 額	
工 事（業務）名	
工 事（業務）番号	
工 事（業務）場所	
<p>上記のとおり設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾のうえ、入札します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称 ⑩</p> <p>精華町様</p>	

（備考）入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、住所、氏名又は名称を記載し、封印をすること。

別記様式第3号（第7条関係）

工事名
工事番号

入札書

住所
氏名又は名称

印

印

印

入札辞退届

工事（業務）番号

工事（業務）名

工事（業務）場所

この度、上記工事（業務）の入札参加資格の確認（又は指名）を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理由

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑨

精華町様

入札参加申請取下届

工事（業務）番号

工事（業務）名

工事（業務）場所

年 月 日付で申請した上記工事（業務）の入札参加（資格確認）申請について、次の理由によりその申請を取り下げます。

理由

年 月 日

住 所

氏名又は名称

⑨

精華町様

別記様式第6号（第18条関係）

課税事業者届出書

年 月 日

精華町様

住 所
氏名又は名称

印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）であるので、その旨届出します。

記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

別記様式第7号（第18条関係）

免税事業者届出書

年 月 日

精華町様

住 所
氏名又は名称

⑩

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除されている）であるので、その旨届出します。

記

免税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日